

(予定) 令和7年度座間市立第1子育て支援センター利用者支援(基本型)を含む運営業務委託に関する質問に対する回答

No	質問	回答
1	最低賃金の上昇等により所要額が増加した場合、委託費の増額について協議をしていただけるのでしょうか。	本業務委託契約における委託料は、「(予定) 令和7年度座間市立第1子育て支援センター利用者支援(基本型)を含む運営業務委託仕様書」に基づき、契約時に定める金額により履行いただくことを原則としており、契約期間中の最低賃金の上昇等による経費増を理由とした委託料の増額は、基本的に想定しておりません。ただし、天変地異等、契約当初には予見できない特段の事情が発生した場合には、契約内容の変更を協議する余地はあります。受託者において、適正な経費管理とリスク管理のもとで履行いただくこととなるため、契約金額を見積もる際には、委託期間中の経済的変動をある程度見越した上で、適切な算定をお願いいたします。
2	委託額は国の補助額を基準に定められていると聞いておりますが、人件費の高騰や物価高などにより国の補助額が増加した場合は、委託額の変更があると考えてよいのでしょうか。	「(予定) 令和7年度座間市立第1子育て支援センター利用者支援(基本型)を含む運営業務委託仕様書」にてお示ししている「委託料の総額は、42,480,334円(非課税)を上限とする。」は、国の子ども・子育て支援交付金の基準額を参考に算定しておりますが、各年度の基準額と連動して委託料を見直すことは想定しておりません。契約締結時に定めた委託料をもとに、契約期間を通じて履行いただくことが原則であり、国の基準額が変更された場合であっても、自動的に委託料が変更されるものではないことをご承知おきください。ただし、制度の大幅な変更や契約当初には予見しがたい特段の事情が生じた場合には、必要に応じて契約内容の見直しを協議することがあります。